

# 磐田市文化協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、磐田市文化協会（以下「本会」という。）という。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、魅力ある郷土の芸術文化の創造と心豊かな社会の形成を目指して、芸術・文化を追求する会員相互の連絡調整及び自主的な活動を助長し、併せて市民文化の向上、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整を図る。
- (2) 会員が行う事業の奨励・支援をする。
- (3) 芸術文化振興のための事業の企画及び実施広報活動を実施する。
- (4) 市外文化団体との交流活動を実施する。
- (5) その他目的達成のために必要な事業活動を行う。

## 第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 会員は 市内を主な活動拠点とする本会の目的に賛同する加盟団体に所属する個人とする。
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業を援助する団体及び個人とする。

(入会)

第5条 本会への入会は、加盟団体代表者が、入会申請書を会長に提出し、総務会の承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会員は、別に定める所定の会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。ただし、次の場合は総務会の承認を得て退会させることができる。

- (1) 会費を滞納した場合
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があった場合

#### 第4章 組織

##### (事務局)

第9条 本会に、事務局を置く。所在は、磐田市豊田支所内とする。

##### (役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任委員会委員長 6名
  - ・ 広報委員長
  - ・ 芸術祭公募展委員長
  - ・ 芸術祭舞台部門委員長
  - ・ 芸術祭菊花・いけばな展委員長
  - ・ ジュニアアート展委員長
  - ・ 自主事業推進委員長
- (4) 特別委員会委員長 若干名

- (5) 事務局長 1名
- (6) 理事 第11条による理事
- (7) 監事 2名

##### (役員を選出)

第11条 理事を除く役員は、総務会において選出し、理事会の承認を得る。

- 2 理事は、連盟・部門より1名を選出する。また、会員数が100名を超える場合は2名の理事を選出する。

##### (役員の仕事)

第12条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
- 3 事務局長は本部会計の処理と予算立案、決算報告をする。総会及び理事会の資料作成及び議事録の保管をする。
- 4 理事は理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- 5 監事は会計を監査し、理事会・総会に報告する。
- 6 各委員会委員長は、委員会を運営推進する。

##### (任期)

第13条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(顧問並びに名誉会長)

第14条 本会は、必要により顧問並びに名誉会長を置くことができる。

2 顧問並びに名誉会長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第5章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は総会・理事会及び総務会とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、第11条に規定する役員及び加盟団体の代表者・賛助会員をもって構成する。

(総会の招集等)

第17条 定期総会は、年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、会長が必要に応じて、招集することができる。

3 前項のほか、役員の過半数以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求された日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、次の事項及び、本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるものを議決する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(総会の報告事項)

第20条 総会は、理事会において議決された事項について報告する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、構成員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の構成)

第22条 理事会は会長、副会長、各委員会正副委員長、事務局長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集等)

第23条 理事会は、必要に応じて随時会長が招集する。

2 前項のほか、理事会構成員の過半数以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求された日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の審議事項)

第25条 理事会は、つぎの事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(理事会の議決事項)

第26条 理事会は、つぎの事項を議決し執行する。議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- (1) 役員の承認に関する事。
- (2) 規約の改正に関する事。
- (3) 総会に付議すべき事項の審議に関する事。
- (4) その他、会務の執行に関する事。

(理事会の定足数)

第27条 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(総務会の構成)

第28条 総務会は会長、副会長、各委員会正副委員長、事務局長及び、会長が必要と認めた専任者をもって構成する。

(総務会の召集等)

第29条 総務会は、必要に応じて随時会長が召集する。

(総務会の議長)

第30条 総務会の議長は、会長とする。

(総務会の審議事項)

第31条 総務会は、理事会に付議する事項を審議する。

(総務会の議決事項等)

第32条 総務会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 入退会の承認に関する事。
- (2) 表彰に関する事。
- (3) 慶弔に関する事。
- (4) その他、総会、理事会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

(委員会)

第33条 会長は、事業執行のために必要な企画・実施を行う委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第34条 本会の事業を円滑に運営するため、常任委員会、その他会長が必要と認めた特別委員会を置く。

2 常任委員会は、本会の事業を行う。委員は、会員の中から会長が指名する。

3 特別委員会は、会長の要請により臨時的に事業を行う。委員は、会員の中から会長が指名する。

## 第6章 会 計

(経費)

第35条 本会の経費は、会費、賛助会費、委託金、補助金、助成金及び、その他の収入をもってこれにあてる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、総会の議決を経なければならない。ただし、事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は、理事会の3分の2以上の議決を必要とする。

(事業報告及び収支決算)

第37条 本会の収支決算は会長が作成し、事業報告書及び会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会での審議を経て、総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第39条 この規約は、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会構成員の3分の2以上の議決により解散する。

(残余財産の処分)

第41条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、理事会構成員の3分の2以上の議決により決する。

## 第8章 雑則

(細則)

第42条 この規約の細則は別に定める。

2 細則は、理事会の議決を受ける。

附 則

この規約は、平成18年5月13日から施行する。

- ・平成24年4月21日 磐田市文化協会の支部統一により規約の一部改正
- ・平成25年4月27日 磐田市文化協会規約の一部改正
- ・平成26年5月18日 磐田市文化協会規約の一部改正
- ・平成29年5月28日 磐田市文化協会規約の一部改正

## 磐田市文化協会細則

(目的)

第1条 磐田市文化協会規約第42条に基づき、本会の円滑な運営を図るため、この細則を定める。

(連盟・部門)

第2条 本会の目的を達成するため、別表1の連盟・部門を置く。

2 加盟団体は年度ごと、文化協会に会員名簿と会費を添えて登録する。

(会員証)

第3条 本会は、会員名簿をもとに、会員証を交付する。

(1) 会員証は、他人に譲渡してはならない。

(2) 会員証を紛失した場合は、直ちに事務局に申し出て再発行を受ける。

(3) 新たに入退会する者は、入会申請書及び退会届を提出する。

(会費)

第4条 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 会費は年会費とし、所属する団体が徴収し、4月末までに名簿を添えて事務局に提出する。

(2) 会員は年額1,200円。但し高校生(18歳未満)以下は年額200円とする。

(3) 賛助会員は、年額1口3,000円とする。

(名義使用)

第5条 本会の後援、協賛等、名義を使用する場合は、名義等使用許可申請書を事前に提出し、会長の承認を得なければならない。

(個人情報保護)

第6条 個人情報保護法に基づき、本会の資料は事業の執行のため管理使用する。

(申請様式)

第7条 入会(様式第1号) 退会(様式第2号) 賛助会員入会(様式第3号) 名義等使用許可申請書(様式第4号) 名義使用通知書(様式第5号)については、それぞれ別紙様式による。

(細則)

第8条 この細則に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この細則は、平成18年5月13日から施行する。

平成24年4月21日 文化協会の支部統一により細則の一部改正。

平成25年4月27日文化協会細則の一部改正。

平成26年5月18日文化協会細則の一部改正。

平成29年5月28日文化協会細則の一部改正。

新別表 1 (連盟・部門)

名称	名称	名称	名称
1 書の部	2 絵画連盟	3 写真連盟	4 工芸連盟
5 手芸の部	6 短歌の部	7 俳句の部	8 いけばなの部
9 園芸の部	10 合唱の部	11 器楽の部	12 洋舞連盟
13 箏・三味線・尺八の部	14 詩吟・詩舞の部	15 日舞の部	16 民踊・民舞の部
17 銭太鼓の部	18 演劇の部	19 カラオケの部	20 郷土芸能の部
21 郷土研究の部			